第3次北海道男女平等参画基本計画体系図

男女平等参画社会の実現

【目標】	【基本方向】	【施策の方向】
Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革	1 男女平等参画の啓発の推進	（1）広報・啓発活動の充実
		（2）メディア等における男女平等の理念への配慮
		（3）国際交流・国際理解･国際協力の促進
	2 男女平等の視点に立った教育の推進	（1）家庭における男女平等教育の推進
		（2）学校における男女平等教育の推進
		（3）社会における男女平等教育の推進
Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり	1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進	（1）女性の活躍を応援するネットワークの構築
		（2）地域で活躍する女性の「見える化」
	2 働く場における女性の活躍促進	（1）政策・方針決定への女性の参画拡大
		（2）仕事と家庭生活が両立できる働き方改革
		（3）男女の均等な雇用機会と待遇の確保
		（4）働きたい女性の就労・雇用継続支援
		（5）女性の円滑な再就職の支援
		（6）起業・多様な働き方支援
		（7）パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備
		（8）育児、介護の支援体制の充実
		（9）相談業務の充実
	3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進	（1）農林水産業・自営業における男女平等参画の促進
	4 地域社会における男女平等参画の促進	（1）地域活動の促進
		（2）防災・災害復興における男女平等参画の促進
Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現	1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶	（1）男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実
	2 みんなが安心して暮らせる環境の整備	（1）貧困など生活上の困難に直面している人々への支援
		（2）高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備
	3 生涯にわたる健康づくりの推進	（1）生涯を通じた健康支援の推進
		（2）妊娠、出産等に関する健康支援
【計画の総合的な推進】		1　道における推進体制
		2　国との連携等
		3　市町村推進体制への支援
		4　道民、関係団体等との連携
		5　計画の推進管理